

# 令和3年 第4回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年4月28日(水) 13時02分 から 14時28分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚弘

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長

えーそうしましたら、あー早速ですね前田委員遅れるという時間が、連絡が入っておりますので、只今の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、農業委員会の総会を開催したいと思います。農地委員憲章を朗読いたします。ご起立願います。では3番目になります。僕に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。え、ご着席ねがいます。会長、職員の紹介をするのを忘れてしまったので願いますそれでは、小足会長からごあいさつをいただきます。

## あいさつ

会長

それでは、第4回、通算711回の総会に先立ちましてひとこと挨拶いたします。えーと4月新年度になりましてですね。あー人事異動によりまして、土田の代わりに宮原・武田の2名が、農業委員会の方に入らせていただきました。本来であれば3名というのが正常な体制ということなので、やっと正常な体制に戻れたんだというような風に思っています。だからまあ、町の方にも感謝したいなと思っています。で、国営事業がこれからいろいろ拡張入る中で、非常に事務量も増えてきたということでやはり3名体制でやっていただくというのは非常にありがたいという風に思っております。また、えー委員のみなさまにはですね。4月の大変お忙しい中、えー総会の方に出席いただきまして誠にありがとうございます。えー本日も案件えーありますけども慎重審議のほど願います。

## 会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は4番、伴野委員。5番、野々瀬委員。よろしく願います。

## 【報告】概況報告

会長

宮原主査

えー<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局より願います。はい。それではあの概況報告に入ります前に、先ほどもえー会長の方からご紹介ありましたが、えーこの度ですね。えー農業委員会の方に配属となりました宮原と申します。えーなにぶん不慣れではございますがえーとみなさんよろしく願います。えーそれでは報告第1号の方、入りたいと思います。令和3年3月30日以降における農業委員会の概況について報告いたします。4月9日、えー旭東東神楽地区えー国営緊急農地再編整備事業推進協議会総会の方に、小足会長、島田代理、伴野農地部会長が出席しております。4月13日、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部会長、蒔田委員、岸本委員、大柿委員が出席しております。また同日夕方、3条許可申請に係ります現地調査・確認を小足会長、島田代理、伴野農地部会長、立ち合いのもと行っております。4月15日、旭川市トーヨーホテルの方で開催されましたえー「上川地方農業委員会連合会監査及び総会」に、小足会長が出席しております。以上です。

## 【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告

会長

続きまして<日程第3>報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。

宮原主査

はい。えー農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回

は6件報告があがってきております。受付番号10番。〇〇。えー経営面積は「田畑」併せまして64.5ヘクタール。形態要件は、株式会社。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては水稲・小麦・そば。関連事業の内容といたしましては、作業受託を行っております。構成員要件は、〇〇さん、〇〇さん、ともに40株。農業従事日数365日となっております。業務執行役員要件は、〇〇さん代表取締役。えー〇〇さん、取締役。農作業従事日数につきましては、共に270日となっております。ページめくりまして4ページご覧ください。受付番号11番。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして305.6ヘクタール。形態要件は、農事組合法人。事業要件の生産する農畜産物につきましてはそば・牧草。関連事業の内容といたしましては、作業受託を行っております。構成員要件は、〇〇さん、4,002口。農業従事日数は240日。〇〇さん、4,999口。農業従事日数は240日。〇〇さん、4,997口。農業従事日数は240日。〇〇さん、1口。農業従事日数は60日。150日未満ではありますが、備考欄の計算式によりまして、えー労働力を提供していると認められます。5ページの方、ご覧下さい、〇〇構成員要件の続きとなります。〇〇さん、3,000口。農業従事日数は240日。〇〇さん、3,000口。農業従事日数は140日となります。ページ戻りまして、4ページの方ご覧ください。業務執行役員要件は、〇〇さん代表理事。〇〇さん理事。〇〇さん理事。農作業従事日数につきましては、3名とも240日となっております。はい。5ページの方ご覧ください。受付番号12番。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして56.7ヘクタール。形態要件は、特例有限会社。事業要件のうち生産する農産、農産、農畜産物につきましては水稲・そば・大豆。関連事業の内容といたしましては、農産物の生産・加工販売を行っております。構成員要件は〇〇さん、30株。農業従事日数は260日。〇〇さん、29株。農業従事日数は260日。〇〇さん、1株。農業従事日数240日となります。業務執行役員要件は〇〇さん代表取締役。えー農作業従事日数は150日。〇〇さん取締役。農作業従事日数は0日。〇〇さん取締役。農作業従事日数は150日です。えー5ページの方ご覧ください。受付番号13番。〇〇。経営面積につきましては、田畑併せまして72.0ヘクタール。形態要件は、農事組合法人。事業要件のうち生産する農畜産物は生乳です。構成員要件は〇〇さん、149口。農業従事日数につきましては365日。〇〇さん、91口。〇〇さん、60口。農業従事日数につきましては共に330日。業務執行役員要件といたしまして〇〇さん、代表理事。農作業従事日数につきましては、365日。〇〇子さん、〇〇さん、共に理事。農作業従事日数につきましても共に330日となっております。え、7ページの方ご覧ください。受付番号14番。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして37.1ヘクタール。形態要件は株式会社。事業要件のうち生産する農畜産物は水稲・牧草。関連事業の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員要件は〇〇さん、40株。〇〇さん、30株。〇〇さん、30株。農事業、えー農業従事日数につきましては、3名ともに250日となっております。業務執行役員要件といたしまして〇〇さん、代表取締役。〇〇さん、〇〇さん、取締役。農作業従事日数につきましては、3名ともに160日となっております。受付番号15番。〇〇。経営面積につきましては「田畑」併せまして、91.3ヘクタール。形態要件は合資会社。事業要件のうち生産する農畜産物は牛乳。関連事業の内容といたしましては、生産物の販売を行っております。構成員要件は〇〇さん、175口。〇〇さん、75口。農業従事日数につきましては、ともに250日となっております。業務執行役員要件といたしまして〇〇さん、無限責任社員。〇〇さん、有限責任社員。農業従事日数につきましては、ともに250日となっております。以上6件、報告書類を確認させていただきましたが、農地所有適格法人として問題ない

会長 ことをえー報告させていただきます。  
報告事項ですが何か質問ありますか。なければ次行きます。

**【議案】農地法第18条第6項の規定による通知**

会長 <日程第4>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

宮原主査 はい。農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。申請番号が1番。土地の所在は〇〇。地番が〇〇。え、現況地目「田」ほか1筆となっております。合計面積は21,069㎡。貸主は、〇〇外2名、代理人〇〇さん。えー借主は、〇〇さんです。えー解約の成立日につきましては、令和3年4月1日。土地の引渡日については、令和3年4月27日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、契約整理のため、解約したいということでございます。当初契約期間、令和2年2月1日から令和3年1月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものであります。以上です。

会長 えー。農地法第18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。

**【議案】農地法第3条の規定による許可申請**

会長 続きます。<日程第5>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

武田主事 はい。それでは説明に移る前に、ご紹介ということで、先ほど小足会長からも、ご挨拶いただきましたが、この度4月の人事異動で、えーくらしの窓口課よりえー配属となりました武田と申します。精いっぱい頑張りたいと思いますのでどうかよろしく願いいたします。はい。では、説明の方させていただきます。えーでは9ページ。番号1番になります。今回所有権移転こちら贈与になります。譲渡人、譲り受け人という形になりまして、えーまずは譲渡人が〇〇さん、えー譲受人が〇〇さん、所在字東神楽地番454-2、現況地目田外2筆で、合計面積が17,982.00㎡となっております。えー、譲受人の経営状況につきましては、382,389.15㎡を耕作されており、労力しょうすう、総数は3名となっております。え、今回申請の理由にいたしましては、えー譲受人の希望により当該農地を農業したいということになっております。えーちなみにこのお二人の関係については、えー祖母・孫という。おばあちゃん、お孫さんという関係になっております。さらに当該農地につきましては今月4月の13日に小足会長、島田代理、伴野農地部長、事務局で現地確認を行っております。以上です。

会長 担当、伴野委員。

伴野委員 はい。えー只今事務局から説明があったとおりでございます。えーあの〇〇さんにおかれましては、地元農業地区を代表するこれから農業を担っていく重要な人物であるかと思っておりますので問題はないと思いますが、慎重・審議のほどよろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

会長 無ければ決定いたします。

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長 続きますして<日程第6>議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明致します。それでは説明お願いします。

武田主事 はい。それでは農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規が6件、継続が3件ということになっております。えーまずは所有権移転からいきます。えーそれでは番号1番、10ページになります。えー所有権の移転を受けるもの〇〇さん。えー所有権の移転をするもの〇〇さん。えー所在字東神楽地番〇〇現況地目田ほか3筆。えー合計面積が、25,634㎡。こちら売買となっております、所有権移転日は本日4月28日対価の支払期限につきましては、7月31日までとなっております。えー売買価格につきましては、3,301,000円ということになっておりまして、反当価格は田で150,000円、畑で75,000円となっております。以上です。

会長 担当、伴野。

伴野委員 はい。えー只今事務局から説明があったとおりでございますけど、えー〇〇さんですがまあ昨年の秋くらいに、えー高齢のためもあり農地を処分したいとまあそういった相談を受けまして、それであの地区的、また条件等を考慮した結果29年以上に渡り耕作されている〇〇さんが妥当であろうと、本人に確認したところえー是非買いたいとその旨があつて、あり、今回の案件でございます。まあ価格なんですけど、一応150,000円とつけさせていただいた訳でございますけど、図面ご覧になっていただければ分かると思いますけど、向かって左側の20号のちょうどまた上の方に斜めにある南道路とまあ条件があつて非常に三角地まあこういう三角でこういう状態になっており、今後ゆくゆくはまだ設計は入ってませんが、国営の方に確認をしたところ、まあ三角のところゆくゆくは〇〇さんが基本的には三角だと、なかなか四角にはなりづらいねという話を賜っております。また、これには出ていませんけど面積がまた非常に小さく、えーまた水はけにおきまして、かなりぬかるるところだとかそういうところがあり、まあ現況を考えるとかなり労力そういったことがかなり負担になっているという、そういったような状況でございます。まあその中、このあたりの平均相場なんですけど一応200,000円という全体の風土がありますけど、まあ今回こういったちょっと条件がかなり悪いまあそういったことを考えると、えーそれを適用するのは厳しいということで、まあ今回150,000円としてつけさせていただきました。で、あとあの支払いの期限なんですけど4月31日と少し若干時期があるとは思いますが、これに関しては、農協資金ということでそちらの方の手続きで時間がかかるということになりました。まあ色々あるとは思いますが、慎重・審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当委員の説明が終わりましたけれども何かご意見、ご質問はありませんか。

各委員 (.....)

会長 まああつせんにおいてはですね。1割って話したんですけど、以前話したとおり土地の条件によって地域の農業委員さんが、まあある意味幅をもって決めて良いという話しになっておりますので、今回も1割以上は現金で200,000円と1割以上下がっておりますけれども、まあ条件等勘案した場合に問題ないのかなとそういった形であつせんをとった案件かなと思っております。何かご意見・ご質問ございますか。

各委員 ありません。

会長 なければ決定いたします。番号3。

武田主事	はい。それでは続いて2番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者。えー〇〇さん。えー所在〇〇、地番〇〇、えー現況地目田で面積が13,542㎡。こちらも売買となっております。えー、所有権移転日は同じく本日、対価の支払期限につきましては5月31日までとなっております。えー、売買価格につきましては2,412,000円。反当価格は200,000円となっております。以上です。
会長 大柿委員	はい。担当、大柿委員。 はい。只今、事務局の方で説明のあったとおりでございます。こちらについて説明いたしますと、まず〇〇さんにおかれましては、えー親の親が農家をしておりまして、その相続として農地を受けた訳でありますけども、〇〇さん自身は農家をしておりませんので、相続を受けた時点であの今のこれから売買をする。〇〇さん及び〇〇さんに賃貸をされています。で、たまたま昨年あの東京でサラリーマンをされていたお兄さんが亡くなったこともありまして、あのこの農地に関してはちょっときれいにしていきたいという相談がございまして、今回売買の話しを進めさせていただきました。一応〇〇さんとこの後出てくる〇〇さんに関しましては当初から賃貸契約をしておりまして、特段問題はないと思っておりますけどよろしくお願ひします。
会長 各委員	担当委員の説明終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。 ありません。
会長 武田主事	無ければ決定いたします。次は番号3。 はい。では次のページ行きまして3番になります。所有権移転を受ける者〇〇さん、所有権移転をする者、同じく〇〇さんになります。所在〇〇、地番〇〇番。〇〇現況地目田、面積が3,893㎡となっております。えーこちらも売買となっております、所有権移転日・対価の支払期限につきましては同じで本日で、期限が5月31日となっております。売買価格につきましては679,000円、反当価格は180,000円となっております。以上です。
会長 大柿委員	担当、大柿委員。 はい。只今事務局の方で説明があった通りでございます。先ほどの〇〇さんとの違いにおかれましては、まずは田価格で〇〇さんの方におかれましては200,000円で、まあ稲荷地区において標準的な価格帯でございます。〇〇さんの方におかれまして180,000円というのは、えーと200,000円から1割引かさせていただいたというのは理由としましては、南側に山がありまして田んぼに陽がささらない、当たらないという、でずっと乾かないという状態が続くというか、まあ柔らかい、まあ柔らかいという表現が良いかは分かりませんが、乾かないという状態がありまして、その分をちょっと若干考慮させていただきまして、同じあの〇〇さんの土地ではありますけど、それで1割引かせていただきました。まあ〇〇さんにおかれましてはこの地区であの耕作なんかされている方でございますので、特段問題はないかと思っておりますけどよろしくお願ひします。
会長 各委員	担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。 ありません。
会長 武田主事	無ければ次お願ひします。番号4。 はい。えーそれでは続きまして、利用権設定関係に移られます。えー番号4番。利用権設定を受ける者〇〇さん。えー利用権設定をする者、相続人〇〇ほか2名ということになっております。えー所在〇〇、地番〇〇国営仮地番が〇〇、現況地目田ほか5筆、合計面積が26,554.7

0㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては本日から令和5年11月30日までの3年間で、賃貸料につきましては、278,000円、反当価格は田で13,000円、畑で6,500円となっております。また今回ですね。こちら国営工事後の水張面積をかつこして国営水張ということで16,090㎡と書いています。今回〇〇さんのこちらについてはですね。国営事業対象外の農地の方の契約もございますので、こちらの方を、従来水張ってということの面積ということにさせていただいております。一応、地番図でいうところですね。6ページを見ていただければ分かり易いかなと思います。一応大きいですね。今回、上側にあるえー大きい圃場になったところ国営入る土地となっております。して、その川を挟んで下側のその部分については国営対象外という風になっておりますので、ひっくるめて契約の方させていただいております。また、さらに当該農地につきましては、現在えー名義は〇〇さん。この方、平成28年8月7日に亡くなっている方でいらっしゃるしまして、えーまだ相続の登記が済まわれておりません。よって、あの推定相続人であるお子さんが3人いらっしゃるしまして、えーその3名の方が関わっているという案件となっております。はい。で一一一応今回、先ほども申し上げたとおり、えーと以前ですね解約の方で出てきたと思うんですが、当初の契約を一度解除して、丸々国営も全てひっくるめてですね。えー契約をし直すと、新規という形であります。で、プラスさらにですね。元々、この地番でいうところの下の部分〇〇という正方形の農地。畑があったんですけども、こちら元々ですね。契約の方にずっと入っていなかったみたいでして、今回ですね。こちらの方も改めてきちんと契約し直すということで、契約の方に盛り込ませていただきました。で、一応最後に今回からあの地番図につきましては、地番図の次のページ7・8のところ国営関係の案件につきましてはですね。国営の図面とその8ページ、次のページ国営の水張面積このようになりますというものをつけさせていただいておりますので参考にいただければと思います。以上です。

会長

担当、安藤委員。

安藤委員

はい。事務局の方でほとんど説明してくれたので、私の方から補足することほとんどないんですが、先ほども事務局の方から説明ありましたように、一度解約して、国営となる田んぼが出来上がったので、ここに国営の入っていないところを改めて一緒に賃貸契約を結ぶという案件でございます。えー、事務局説明してくれたのでほとんど私の方から説明することございませんが、〇〇さんにおかれましては、このところ、国営のところは麦でした。国営でない入らないところも麦作られております。ただ、今回に関しましては国営の入ったところは田んぼにするということで、国営事業の良いところかなという形になっています。契約のえーと田の金額なんですけども14,000円というのがよく出る数字ではございますが、国営の図面を見ると残念ながら四角でない形でありますので、まあ、1,000円引きまして、13,000円が妥当なのではないかなというふうに考えています。まあこんなところですよ。慎重な審議をよろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

伊藤委員

ちなみにすみません。今の国営の水張りの面積は、今の面積をかみして、新たな賃貸を？

安藤委員

そうですね。ですので新たな16,000、できあがったのが16,000なんぼですね。

伊藤委員

国営自体ね。元、解約した前、解約あったのは？水張り面積は？

安藤委員

国営水張の一。うーと。

伊藤委員

15,000？

安藤委員  
伊藤委員  
会長  
事務局長

そうですね。国営水張前の15,000なにかしですね。

分かりました。

ほかにございますか？

一応あのよろしいでしょうか？今伊藤委員からあの質問のあった件ですね。ちょっと補足しますと、お手元の図面の方の8ページ。ご覧になって下さい。これ国営で工事をした後の耕作者の方、地主の方にいく書面ですので、見たことある方はご自宅に届いた方だと思いますし、いわゆる国営工事入った方はですね。見たことがあるかもしれません。こういったものが、国営推進室からえー耕作者の農家さんとかに行っているんですけども、左からどういう風に見ていくかという話しを1回します。一番左が施行前でありますね。ここ耕地番号がこれ6個、田んぼが6枚あったということですよ。で、この中で耕作者、〇〇、所有者〇〇さんというふうになっていて、えっと合計の水張面積が15,130だったよと、えっこれ矢印で右の方にいって耕地番号かっこ書きで〇〇かっこ閉じこちらが北海道知事から割り当てられている仮地番ということになりまして、6枚あった田んぼが1枚になりましたという見方をこれでします。そのさらに右の方の矢印で、賃貸振分と書いてありますけども、この土地の所有者が誰なのかということが、このような形で国営推進室の方で表現しているということですよ。で、ここであのまっポイントとなるのが、元々は15,130㎡だったのが国営をやったのちに。ここ水張りが増えたという非常に特殊な例かなというふうに思っています。16,090になっていますよね。6枚の田んぼが1枚になって水張りが増えた例っていうのがこういうことなんだろうなあと思ってます、でその下の方にえー計算があって106.35%というふうになっていると。ですからこの国営によって、6枚の田んぼがまっ1枚になった。

伊藤委員

私がいま、ちょっと聞きたかったのは、前の解約、今年もう1年あった契約を解約されたから、面積が減ったとしたら、あっ早く手続きして新しい面積でやられるのかなと思ったんです。増えたのをちゃんとしているから。このまま1年あるのに。

会長

でも、やっぱり現行の面積に合わせて、契約は合わせなければだめ。

伊藤委員

全部、解約しなければならないということはないですよね？

島田代理

〇〇はやったよ。

伊藤委員

最悪。契約は満了するまでは行けますよね？

島田代理

いけない。いや。やらない方がいいんじゃないかな。たぶん、変わった時点で、水張りが変わった時点でたぶん賦課金が全部変わってくるから、その時点でやるのが俺はベストだと思う。

伊藤委員

でも、賃貸者にしたら、貸手の方にしたら、面積減るからこの1年・2年っていうのを・

会長

多分、今回これ図面見たら思うんですけど、これ宅地部分が水張りになっていると思うんですよ。なので水張りが増えたという特殊なケースだと思うんだよね。本来であれば。

伊藤委員

あっ水張りが増えた？宅地の分は？宅地換地するからなの？

会長

だから、換地でどっかに行った。どっかにはいつてる。

伊藤委員

〇〇さんの面積ではないってこと？

会長

いやあ換地で、それが田んぼに代わったちゅうだけだから、〇〇さんは、田んぼが〇〇さんとか、換地案件、換地、これ換地だから、そのなんちゅうんだろう。どっかに行ってるはずなんだけど。土地だけ。

伊藤委員

じゃあ、〇〇名義に宅地がいった？ここの・・・。



会長 いや、それだから、それ下地区全部でやってるんだよね。換地って、だから個人・個人の中で換地してる訳でないから、全体の中でこの〇〇さんの面積はどっかに行ってるはずなんだよ。

伊藤委員 うーん。

会長 個人・個人の換地でないから、換地って、全体の中の地区のやつだから、この土地がどこに行ったかっていうのは、推進室の方でしか分からないと思うんだよね。

伊藤委員 すみません。時間かけて申し訳ない。今したら、田が増えたっていう、水張りが増えたっていうのは、〇〇さんの田んぼが増えたことになりますか？

会長 あの一。換地処分の中で、換地した時点でその増えた分に関してはお金をささなければならない〇〇さんは。換地、最後の換地の中でだよ。だから、賃貸は賃貸、水張で賃貸するから、それはそれでいいんだけど、〇〇、まあずっと〇〇さんが持っていたとすれば、そのうーん換地分に関しては余計にお金を払わなければならないという手続きがあるはずなんだよ。必ず。で、今度〇〇さんの名義をどこかにあてがわれた人は、あの水田が減るんでお金をいただくって形になる。それが換地、換地だから。それが全体の中で行われるから、今〇〇さんとどっかでやったという話じゃないと思うんだよね。そこはちょっとね。長い目で見ていかないと、我々にもちっと分からないですね。工事が終わった時点で、どこに行って、どこがどう増えたどこが減ったっていう形になる。

伊藤委員 あくまでも宅地のちょっと移動だけの部分なのかなと思ったけど。

会長 そう、宅地がだから、〇〇さんとかがけっこう自分のとこで宅地を持っていったっていうそういうパターンもあったんだけど、そういう持っていけない人は、誰かが引き受けてくれる形になると思う。それが誰かっていうのは、ちょっとまだまだ現状ではちっと分からない。工事が終わったときに分かる。ちょっと換地処分はちょっと違うね。あと何かご意見・ご質問ございますか

各委員 (ないとの声)

会長 はい。無いようなので決定いたします。えー続きまして、番号5番。

武田主事 はい。では次のページ行きまして12ページですね。番号5番になります。利用権の設定を受ける者同じく〇〇さん、えー利用権の設定をする者〇〇さん、所在〇〇、地番〇〇、国営仮地番が〇〇、現況地目田、面積が19,828㎡で、こちらも貸借権設定賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、本日から令和7年の11月30日までの5年間となっております。賃借料につきましては、170,000円、反当価格は14,000円となっております。こちらも国営案件となります。以上です。

会長 担当、安藤委員。

安藤委員 はい。こちらの方は国営の案件であります。えー賃貸契約でございます。まず、〇〇さんなんですけども、年齢のこともあり規模を縮小したいということで、えー田んぼの方をやめてしまいたいという話しを受けまして、今回の賃貸契約きました。借主であります〇〇さんなんですけども、〇〇さん、お父さんの〇〇さんの代から、えーと後々のことはお願いしたいという話しなんだそうです。まあ急に亡くなられて、代が変わりまして、〇〇さんという形になりましたが、えーまあ高規格道路を挟んで真向いということもあり、今回〇〇さんの方をお願いをさせていただきまして、今回の契約になっております。えっと、〇〇さんにおかれましては、えーまあ地域の担い手としてえーっとこれからも頑張ってもらわなければいけない存在でありますので、えー問題はないかなというふうに思っております。えー、慎重な審議をよろしく申し上げます。

会長 担当者の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ありますか。

各委員	(ないとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして、番号6番。
武田主事	はい。それでは、番号6番で利用権の設定を受ける者〇〇さん、えー利用権の設定を擦る者〇〇さん、所在字〇〇。地番〇〇、えー仮地番が〇〇、現況地目田ほか1筆。合計面積が、3,737㎡。こちらは貸借権の設定で賃貸借となっております。えー、利用権の設定期間につきましては、本日から令和5年11月30日までの3年間となっております。賃貸借料が44,800円、反当価格は14,000円となっております。こちらも国営案件です。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件なんですけども、〇〇さんの宅地についてですね。国営事業によって若干水張り面が変わったということで契約を結び直したという案件です。元々、〇〇君が作っていた土地でもありましたし、特段問題ないかと思えますけども、あの慎重、審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	担当者の話、終わりましたけれども何かご意見・ご質問等ございませんか。
伊藤委員	3反ですか？
会長	はい？〇〇さん、〇〇さんの水田です。
伊藤委員	で、3反。
会長	はい。元々、小さくて。あの元々、〇〇さんの水田がまあ一部だったんだよね。小さく。それが国営によって1枚になったんですけど、〇〇さんと〇〇さんの田んぼが合わさって1枚の田んぼになりました。その中で3反分ができました。
伊藤委員	小さ過ぎてびっくりしたもんで。
会長	いやあ。3反の水田を作った訳でないから。
伊藤委員	はい。分かりました。1枚の田んぼで2軒が持っているパターン？
会長	はい。そうです。そういうパターンですね。
安藤委員	それがあれですね。次のページに載っている。
会長	13ページの方の地番。図面の13ページを見てもらうと分かると思う。この中で、〇〇君が借りていたという番号のところは〇〇さんの土地34番・35番。34・35番が〇〇さんの土地です。元々の。そういう形で作っていたということで、今回国営によってこういう形になりました。そういう案件でございます。何かご意見・ご質問ございますか？
事務局長	あの。少し違った目線から、今の話しをしますと、図面の14ページ。14ページです。14ページの中に今のやつをどう見るかということ、あの一真ん中のところですね。20,630㎡と書いてあるの分かります。施工後のところ、ですね。でここに、これは1枚の田んぼですよという話しです。で、耕作者が〇〇さんですよと、でこの20,630㎡のそこには地主、誰がいるか、これあの筆替えなので目で見ても田んぼに行ってもこの筆かえは分かりません。この大きな20,630㎡の大きな田んぼの中に、あの地主は2人いてその境界には線は引かかっていません。田んぼを見ても、なんぼ見ても線はかかっていません。ということで、割り振りとして〇〇さんが3,200㎡分持ち分あるから、耕作者は3,200㎡分地主に対してお金を払う、で同じくあのーこの大きな田んぼの中には〇〇さんの土地が、これからきますけども17,430㎡あるから、あのー〇〇さんは払うというような話しがこの14ページの中で見て取るという話しなんです。図面見てもなかなか分かりにくいんですけども、この国営の・・そんな感じになっていくんですね。
会長	あくまでもその国営は、その田んぼの形ありきで作って、地主が誰かというのはまず後回しに

	設計するので、まあそういう形で水田がこう埋まってしまうというパターンはある。
各委員	いやー、出てくるね。
会長	いやーこれはあると思いますよ。
伊藤委員	例えば、たくさんの耕作者がいて・・俺が、俺がっていう。
会長	あー、耕作者？
伊藤委員	いやいや、例えばこれでいったら2つとか、3つの農家が1つの田んぼの中にいる訳で実際は、
会長	して、お互いに耕作意欲が高かったら、俺も作りたい、俺も作りたいってことだよ。国営って。
伊藤委員	伊藤委員は・・。はっはっはっはっ。
会長	耕作者でなかったら、地主さんだけだったら、3軒で1枚にしようぜっていうかもしれないけど、耕作者では基本ないでしょってこと。
会長	なかなか難しいね。
安藤委員	あと、中畔かい？
会長	前回、〇〇君のパターンで、地主さん3人だったけど、まあ1枚にして〇〇君が売買って。
伊藤委員	あれは、完全に売買だった。
会長	中畔を作って、面積で分けようみたいな。基本自作、自作ですから、自分の土地ですからねー。自分の土地だからできるけど、なかなかない。まあ、国営に関しては色々こういう形で色々なパターンがあるのかなと思います・・。あとよろしいでしょうか。
各委員	(はいとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして、番号7番。
武田主事	はい。続きまして7番。えーこちら先ほど局長から説明あった通り、今度は〇〇さんと〇〇さんの関係で、えーと利用権設定を受けるものが〇〇さん、えー利用権設定をする者は〇〇さんという形になっています。所在〇〇、仮地番は〇〇、現況地目は田ほか3筆。合計面積が30,462.16㎡。えーこちらも貸借権の設定、賃貸借ということになっております。え、利用権定期間につきましては、同じく本日から令和5年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は359,100円。で反当価格、田で14,000円となっております。こちらも国営案件でございますが、えーと地番のですね〇〇、えー〇〇に関しましてはですね。こちらあの地番図でいうところのですね。15ページを見ていただくと分かるかと思いますが、15ページ右側のところに〇〇の土地ございまして、こちらの部分につきましては、国営事業の除外地ということで、こちら今回国営と合わせてですね。ひっくるめて、契約の方させていただく形になっています。以上です。
会長	担当、私です。えーこちらの案件は、先ほどの件につながっているとって良いと思うんですけど、国営部分に関してはですね。えー、元々は〇〇君が作っていた部分もあるんですけども、まあせいけいの形が上と下に分かれたということで、〇〇君の方がまあ〇〇さんに作ってもらった、〇〇さんの土地ですね。そういう形になっております。また、こちら〇〇さんのですね。〇〇はですね。ようは、用水と道路に囲われていてですね。これ以上国営をやったにしてもただ農道がつくというだけで、何のメリットもないところですので除外したんですね。今回、賃貸に関しては、時期を揃えるということもありますので、これは賃貸も一緒になって賃貸をしたという形になっています。以上です。
会長	説明は終わりましたけれども、何かご意見・ご質問はございますか。
各委員	(ありませんとの声)

会長 武田主事	なければ決定いたします。番号8番。 はい。えーそれでは8番です。えー13ページご覧ください。えー利用権設定を受ける者〇〇さん、えー利用権の設定をする者〇〇さん、えー所在〇〇、えー仮地番〇〇、現況地目田、えーほか1筆。合計面積が、22,405㎡。こちらも貸借権の設定、賃貸借となっております。して、期間につきましては本日から、えっ令和5年の11月30日までの3年間。賃借料につきましては、277,200円。反当価格は、14,000円となっております。こちらも国営案件でございます。以上です。
会長	えー。担当私です。えーこちらの案件なんですけども、えー〇〇さんですね。まあ、労力を減らしたい。まあ土地を減らして楽をしたい。やっぱり、野菜もやっていますので、野菜をやりながらやる事に関しては、国営が入るとまあ1枚で2町なにがしになる田んぼになるということで、作業をやる自信がないということで、〇〇さんの方に田んぼをお預けしたいという感じです。これは、〇〇君におかれましては面積が増えるということで、さっきの〇〇さんの面積が減っても経営的には多少、そんなに変わらないということもありましたんで、まあ面積を〇〇さんに渡したと、うまく回った案件かなと思っています。で、まあ〇〇君におかれましては、まあ皆さんご存じのように、地域の農業を担っていく一人でございますので、問題ないかと思えます。よろしくご審議のほどよろしくお願いします。
会長 各委員	質問が終わりましたが、何かご意見ご質問はございますか。 (ありませんとの声)
会長 武田主事	無ければ決定いたします。番号9番。 はい。では新規の案件、最後でございます。番号9番です。えー利用権設定を受ける者は同じく〇〇さん、えー利用権の設定をする者、えー〇〇さん、所在〇〇、仮地番〇〇、現況地目田、えーほか3筆、合計面積が27,281㎡。こちらも貸借権の賃貸借となっております。で、期間につきましては本日から令和5年11月30日までの3年間となっております。賃借料といたしましては、275,940円。反当価格は、14,000円となっております、こちらも国営案件となります。以上です。
会長	担当私です。こちらの案件、先ほどからずっと申し上げている通りですね。〇〇さん、〇〇さん、色々あった案件であります。先ほど説明したように、図面の22番、22ページ見てもらえれば分かると思うんですけど、上の部分を〇〇君が作っていた訳なんですけども、〇〇さんの土地も貸してくれるということで、こちらは〇〇さんに貸して、自分は下の1枚を作るという形になりました。えー、ですね。まあ、もう全体国営の中で土地の形が変わって、土地の移動、名義の異動ですね。こういう風に煩雑な形にはなっていますが、問題はないかと思っています。
会長 各委員	説明の方終わりましたが、何かご意見・ご質問ございますか。 (ありませんとの声)
会長 武田主事	無ければ決定いたします。次、継続案件お願いします。 はい。えー、そではですね。継続案件につきましては、変更点のみご説明させていただきます。えー、で今回10・11・12番ございますけど、全て反当価格の変更という形になっていて、まずですね10番につきましてはですね。当初、15,000円から14,000円と変更になりまして、従って賃貸料の方も減額変更しております。11番。こちらにつきましては、元々15,000円から10,000円に変更ということで減額、賃貸料も減額という形になっています。最後12番ですが、こちらは7,000円から8,000円への増額ということで、従っ

<p>会長 各委員 会長 武田主事</p>	<p>て賃借料も増額となっております。以上です。 継続案件ですけど、何かご意見・ご質問ございますか。 (ありませんとの声) 無ければ決定いたします。日程第7議案第4号。農地の現況証明願いについてお願いします。 はい。それでは現況証明願いについてご説明いたします。ページ15ページになります。今月は1件という形になっておりまして、番号1番ですね。所在〇〇、現況地目が、農地以外ほか1筆。合計面積が13,424㎡ということで、判定地目につきましては、農地、採草放牧地以外ということになっております。利用状況につきましては、30年くらい前からえー山林として利用ということになっております。所有者・申請者ともに、ひじり野に住んでいらっしゃる〇〇さんという方になっております。こちら、えー昨年のですね令和2年11月16日に、地主であります〇〇さんからですね。志比内の土地を全て売りたい、地目変更をして土地を売りたいということですね。ご相談がございまして、早速その2日後に11月18日に、小足会長・島田代理・伴野農地部長・志比内地区担当の藤田委員・事務局とともに、現地確認の方を実施させていただきました。で当該農地、当該土地につきましては、急斜面で山林化しており、耕作不可能であるという判断をしております。当該土地につきましては、あの一領家さんの農業者年金受給の関係ですね。平成30、あつ平成23年3月29日から、令和3年3月31日までの10年間、〇〇さんへの無償の使用貸借契約がなされたものですから、その期間の満了でございます。本日4月の総会において審議を求めるという形になっておりまして、一応現地確認から日付け、日にちが少し経ってしまったという形になっております。一応図面に関しましては、最後の24・25ページに載っておりますので、確認の方お願いいたします。以上です。</p>
<p>会長 藤田委員</p>	<p>担当、藤田委員。 はい。えーこちらの案件でございますが、だいたい事務局の方で説明があったとおりでございます。うちの方で無償賃貸という形でお預かりしていたんですが、実際ここで耕作をしたことはございません。そのために、今は急斜面でなおかつ途中、木が生えていて農地として扱えない土地であると考えます。現況も確認していただいたということで、案件について審議よろしく願います。</p>
<p>会長 各委員 会長</p>	<p>担当者の説明終わりましたけども、何かご意見・ご質問ございますか。 (ありませんとの声) なければ交付します。</p>

**【その他】**

<p>会長 事務局</p>	<p>続きまして&lt;日程第8&gt; その他について ①6月総会の日程について ②道内研修(2泊3日)について ③農地バンクについて(制度の共有) ④東神楽町年金協議会の地区代議員を全て農業委員にすることについて</p>
<p>会長 各委員 会長</p>	<p>あとみなさまの方から何かありますか。 ありません。 ないようでありますので、これで総会を閉めたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。</p>